

〔総会報告〕

第16回（2007年度）JAMS会員総会報告

事務局

第16回JAMS研究大会1日目（2007年12月1日）に会員総会が行われた。報告・審議の内容は以下の通り。研究大会をご準備いただいた原不二夫先生と南山大学の学生のみなさん並びに会場と開催費用への補助を提供して下さった南山大学に感謝申し上げます。

0.議長選出

吉村真子会員が議長に選出された。

1. 事業報告および収支決算について

各運営委員より、以下の通り活動内容が報告され、それぞれ承認された。

(1) 会計委員（菅原由美）

会計委員（菅原由美）より、2006年度収支決算報告、2007年度収支中間報告について表1、表2（本誌11、12ページ）に基づいて会計報告が行われた。2006年度収支決算報告には監査委員（永田淳嗣）による監査結果も付された。

今年度収支中間報告については、死去された会員へのお花代の支出は検討されたのか、との趣旨の質問が出された。対して、会計委員からは、これを検討しているところである、との趣旨の回答がなされた。

(2) ウェブサイト管理人（菅原由美）

このところウェブサイトの一部更新したが、適切に更新がなされているとは言い難い。早急に更新をしたいと考えている。

(3) 総務委員（鈴木陽一）

①研究大会

第16回研究大会は、2007年の秋から冬かけて土曜・日曜の2日間、関西・中京圏内で開催したいということであったが、原先生のご快諾を得て、2007年12月1日2日に南山大学名古屋キャンパスにて開催されることとなった。また、会員総会も研究大会1日目に同じ会場で開催されることとなった。今回は南山大学アジア・太平洋研究センターとの共催にさせていただき、南山大学からは会場を提供していただくとともに、開催費用への多大な補助も頂いた。

この件については、名古屋ではすでに3年前に研究大会を開催しており、会員の住所から考えると地域的な権衡を失しているとも言えるのではなか、との趣旨の質問が出された。

対して、総務委員からは、間違った解釈かもしれないが、会員の住所から考えると、研究大会の開催は関東圏2回に対して関西・中京圏1回の割合でなされる、ということではよいのではないか、との趣旨の回答がなされた。

#### ②連携研究会

昨年度の会員総会でも途中経過を報告したが、KL研究会、日本マレー世界研究会、関西マレー世界研究会とのあいだで研究会同士の連携が図れないものか、ワーキング・グループをつくって検討を行った。原不二夫会長からもお話があり、すでに提議されていた枠組みで進めてみてはどうかとの提案があり、各研究会世話人のあいだでその線で進めることの合意が成された。その枠組とは以下のようなものである。

(一) 連携研究会はJAMSの活動の一部であると認める。(補足：例えば、連携研究会はJAMSを名乗ってよい。また、運営委員会は連携研究会の活動実績をJAMSの活動実績としてカウントしてもよい。)(二) 連携研究会の運営は各連携研究会がそれぞれ責任を負う。(補足：連携研究会は運営委員会に活動費用の負担や参加者の確保などを求めない。運営委員会は連携研究会の運営に干渉しない。)(三) 連携研究会は、会報、ウェブサイト、研究大会などJAMSの活動に優先的に参加できる。実際の参加方法は、運営委員会と連携研究会による協議によって個別に定める。

#### ③研究会の名称変更

昨年度の研究大会において原不二夫会長から「研究会」という名称を「学会」へ変えてみてはどうだろうか、との提議がされた。運営委員会では名称変更についてメリット、デメリットなどを考えながら検討を行ったが、結局、時期尚早と意見が多数を占め、その検討は引き続きの課題としたい、との結論に至った。出されたメリット、デメリットは次の通り。

- ・すでに研究大会のレベルは学会並であり、これを学会とするのは道理にかなっている。
- ・(負担感のある)運営委員も学会役職となると引き受けやすい。
- ・(事務が多いなか)名称変更のための事務が増えて大変である。
- ・(たとえ事務量を増やさないという合意の下に名称の変更がなされたとしても)学会の体裁を整えようということで、名称変更のあとに事務が増える可能性がある。

この件については、「引き続きの課題」というのは現運営委員会における課題なのか、それとも次期以降への課題なのか、との趣旨の質問が出された。対して、総務委員からは学会化が時期尚早というのが現運営委員会での最終結論である、との趣旨の回答がなされた。

#### ④規約解釈の疑義

昨年度の会員総会において議題決定手続きについて規約解釈への疑義が出されたので、運営委員会としての解釈をまとめたものを報告した(本誌14ページ)。

この件については、(そうしたことが問題であるというよりは)会員総会の議題が固まる前に集めた委任状の委任の範囲はどこまで及ぶのか、あるいは有効なものといえるのか、

ということが問題である、との趣旨の意見が出された。対して、総務委員からは、議題が固まる前になされた委任であっても、社会通念の範囲内ですべての議題について受任者へ議決権の委任がなされたと考えるべきである、との趣旨の回答がなされた。

(4) 会員情報委員（鈴木陽一）

2007年度6月頃に会員名簿の改訂版を発行する予定であったが、編集作業の遅れから発行が延期され、10月に発行された。

(5) メーリングリスト管理人（鈴木陽一）

メーリングリストの管理を行った。

(6) 会報編集委員（左右田直規）

今年度は、38号を7月31日に、39号を11月5日に発行することができた。次は40号を3月に発行したいと考えている。

(7) 関東地区委員（代読・鈴木陽一）

今年度に入り、5月には Hou Kok Chung 先生（マラヤ大学中国研究所所長）、7月には坪井祐司会員に報告をしていただいた。また、11月には日本マレー世界研究会との共催により、西芳実会員、山本博之会員に報告による研究会を開催した。

(8) 関西地区委員（代読・鈴木陽一）

今年度に入ってからはまだ例会を開催していないが、1月に多和田裕司会員、河野元子会員に報告をしていただく予定になっている。また、3月には市川昌広会員、内藤大輔氏、信田敏宏会員に報告をしていただく予定になっている。

## 2. 2008-2009年度会長の選任について

選挙管理委員（國谷徹）より選挙結果の報告と会長選任の提案がなされた。趣旨は以下のとおり。

「2007年8月27日付で、2008-09年度会長選挙の通知を行い、会長候補の推薦を募りました。10月10日をもって推薦の受付を締め切ったところ、3通の推薦状が提出され、原不二夫会員、山本博之会員の2名が会長候補として推薦されました。

なお、この間、推薦状を提出したうちの一人であります吉原和男会員から、後日、「事情が変わったので推薦を撤回したい」という旨のご連絡を受けたのですが、選挙管理委員の不手際から事務連絡上の行き違いが生じ、吉原会員のご意思に反して推薦状の撤回ができず、そのまま選挙が行われてしまうという結果になってしまいました。吉原和男会員、山本博之会員、また会員の皆様にも、大変ご迷惑をおかけしてしまいました。申し訳ありません。深くお詫び申し上げます。

さて、10月25日に会長選挙公示を会員に対して送付し、選挙を実施しました。11月16日をもって投票を締め切り、同18日、竹野富之会員・山本博之会員の2名を立会人として、選挙管理委員による開票を行ないました。その結果、原不二夫会員が最多得票を得

ましたので、これを当選とし、会長予定者に決定いたしました。本総会において承認がいただければ、原不二夫会員が 2008-09 年度 JAMS 会長に決定いたします。」

報告について、選挙の過程で生じた混乱の原因については規約に不備などもあったのではないかと、との趣旨の意見が出された。対して、選挙管理委員からも、規約についてはそのように感じているところもある、との趣旨の回答がなされた。この点、運営委員長が発言を求め、運営委員会が國谷徹会員に選挙管理委員をお願いするにあたってはその職務内容についてほとんど説明しなかった（たとえば「推薦者は運営委員になるというのが規約の本来の趣旨である」といったことを説明しなかった）こと、その後も選挙管理業務は選挙管理委員の仕事であるとしてほとんど任せきりとしていたことが説明され、運営委員会がこの件について深い責任を感じているとの謝罪がなされた。

以上、質疑の後、選挙結果の報告と会長選任の提案が承認され、原不二夫会員（現会長）が 2008-09 年度 JAMS 会長（次期会長）に選任された。

### 3. 2008-2009 年度運営委員の選任について

原次期会長から 2008-2009 年度運営委員（次期運営委員）の指名が行われた。指名を受けた会員の氏名は次のとおり（アイウエオ順）。新井和広会員、金子芳樹会員、川端隆史会員、篠崎香織会員、坪井祐司会員、永田淳嗣会員、西尾寛治会員、西芳実会員、弘末雅士会員、山本博之会員。

以上の次期運営委員の指名について、承認された。

### 4. 来年度事業計画および収支予算について

西尾寛治次期運営委員長から、来年度の事業計画について説明がなされた。ウェブサイト充実させるなどして情報発信を進め、関連する学会・研究会との連携を強化するとともに実務家とも連携を拡大する。さらに JAMS を母体とした研究プロジェクトを検討するとともに学会化の可能性の検討も行なう方針である。また、そうした活動を遂行するため、研究連携ウィング、社会連携ウィングの両ウィングを設け、加えて研究プロジェクト構想ワーキング・グループ、学会化検討ワーキング・グループを設置するなど新しい運営体制を確立する。なお、従前の例に基づいた場合の職務分掌は以下の通り（敬称略）。

○運営委員長：西尾寛治

○総務委員：西尾寛治、金子芳樹（大会・学術渉外担当）、山本博之、西芳実

○会計委員：坪井祐司

○会員情報委員（ML 管理を兼任）：篠崎香織

○会報編集委員（HP 担当を兼任）：新井和広、川端隆史、西芳実、山本博之

○地区委員

- ・ 関東地区委員：弘末雅士、金子芳樹

・ 関西地区委員：山本博之

○会計監査委員：永田淳嗣

また、坪井祐司次期会計委員より、表3（本誌13ページ）に基づいて2008年度収支予算案が提案された。

以上、審議の結果、承認された。

表1 2006年度収支決算報告 (2007.3.31現在 単位：円)

前年度繰越金						97,361 ①
2005年度以前会費後払い分						78,000 ②
2006年度収入			2006年度支出			
	予算			予算		
会費	346,000	<b>217,000</b>	通常支出			
利子		<b>137</b>	会報	270,000	<b>208,610</b>	
補助金(立教大学)		<b>9,000</b>	35号	(90,000)	(71,550)	
			36号	(90,000)	(68,450)	
			37号	(90,000)	(68,610) 注1	
			大会関係諸費	50,000	<b>0</b>	
			事務諸経費	10,000	<b>17,063</b>	
合計	346,000	<b>226,137 ③</b>	合計	330,000	<b>225,673 ④</b>	
2006年度収支差額 (③-④)					<b>464</b>	
次年度繰越金 (①+②+③-④)					<b>175,825</b>	
次年度以降会費前払い分					<b>116,000</b>	

注1 支払いは2007年7月17日

表 2 2007 年度収支中間報告 (2007.12.1 現在 単位：円)

前年度繰越金								175,825 ①
2006 年度以前会費後払い分								28,000 ②
2007 年度収入				2007 年度支出				
	予算	現時点 (2007.11.30)	年度末見込 み		予算	現時点 (2007.11.30)	年度末見込 み	
会費	367,000			<b>通常支出</b>				
				会報	240,000	105,063	<b>175,063</b>	
				38号	(80000)	(51,475)		
				39号	(80000)	(53,588)		
				40号	(80000)	(0)	(70000)	
				大会関係 諸費	50,000	0	<b>20,000</b>	
				事務諸経 費	10,000	0	<b>20,000</b>	
名簿印刷	30,000	24,816	<b>24,816</b>					
合計	367,000	173,000	<b>367,000 ③</b>	<b>特別支出</b>				
				会長選挙 経費		56,510	<b>96,510</b>	
				選挙通知		(19410)		
				選挙公示		(37100)		
合計	367,000	173,000	<b>367,000 ③</b>	合計	330,000	186,389	<b>336,389 ④</b>	
2006 年度収支差 額 (③-④)								<b>30,611</b>
次年度繰越金 (①+②+③-④)								<b>234,436</b>
次年度以降会費 前払い分								<b>28,000</b>

表 3 2008 年度収支予算案 (単位：円)

収入		支出	
会費 (2,000×170)	340,000	通常支出	
		会報 (80,000×3)	240,000
		研究大会	50,000
		名簿作成	10,000
		事務諸経費	10,000
収入合計 (①)	340,000	支出合計 (②)	310,000
年度収支 (①－②)			30,000

## 細則第 13 条第 1 項並びに第 3 項の解釈について

運営委員会

昨年の会員総会において議題の決定手続きについて疑義が出されました。そのことについて運営委員会としての解釈をまとめましたので、以下にこれをご報告いたします。

### 問題の所在

第 13 条第 1 項では「総会の議題は運営委員会が決定する」とされ、運営委員会が総会の議題を自由に決定できるように記されているのに、同条第 3 項では「出席した会員の 5 分の 4 以上の同意があるときは、あらかじめ用意された事項以外を議題とすることができる」とされ、総会議題の公示後には運営委員会も議題を自由に決定できないように読みとれるが、そのように解してよいか。

### 運営委員会の解釈

第 3 項は直前の第 2 項を受けてのもので、会員が運営委員会の意思によらず議題を設定する場合について規定したものと解される。運営委員会は、総会議題の公示後においても、社会通念の範囲内で新たに議題を設定できると考えられる。

ただし、公示されていない議題にまで集められた委任状の委任が及ぶかについては疑義の残るところである。昨年度は、議題が未確定であることを明示したうえで委任状を集めたが、不適切なことであったと考える。今年度からはそのようなことのないよう、事前の議題の確定に努めたい。

以上

参考 日本マレーシア研究会細則 第 13 条（総会の議題の決定）

1. 総会の議題は運営委員会が決定する。
2. 会員は、総会以前の定められた期間に、運営委員会に対して書面をもって議題を提案することができる。なお、会員 5 名以上が提案した議題は、必ずこれを総会の議事に含めなくてはならない。
3. 総会において、出席した会員（細則第 16 条第 1 項による出席者を除く）の 5 分の 4 以上の同意があるときは、あらかじめ用意された事項以外を議題とすることができる。